

(19) 鳥取県土地開発公社給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成19年度)

職 員 数	給 与 費			
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計
3 人	12,991 千円	2,468 千円	5,198 千円	20,657 千円

(注) 職員手当には退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成20年4月1日現在)

一 般 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
316,800 円	384,250 円	40 歳

- (注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一 般 職	大学卒	170,200 円
	高校卒	138,400 円

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分 \ 経験年数		5 年	10年	20年	30年	備考
一 般 職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	内 容																		
<p>期末手当 勤勉手当</p> <p>（県の規定に準ずる）</p>	<p>（支給割合）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.2月分</td> <td style="text-align: center;">0.71月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.4月分</td> <td style="text-align: center;">0.71月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.6月分</td> <td style="text-align: center;">1.42月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置 有</p> <p>（平成19年度実績）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5,197,637 円</td> <td style="text-align: center;">3 人</td> <td style="text-align: center;">1,732,546 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.2月分	0.71月分	12月期	1.4月分	0.71月分	計	2.6月分	1.42月分	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	5,197,637 円	3 人	1,732,546 円
区分	期末手当	勤勉手当																	
6月期	1.2月分	0.71月分																	
12月期	1.4月分	0.71月分																	
計	2.6月分	1.42月分																	
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額																	
5,197,637 円	3 人	1,732,546 円																	
<p>退職手当</p> <p>（県の規定に準ずる）</p>	<p>（支給率）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">自己都合</th> <th style="text-align: center;">勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">勤続20年</td> <td style="text-align: center;">23.5月分</td> <td style="text-align: center;">30.55月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続25年</td> <td style="text-align: center;">33.5月分</td> <td style="text-align: center;">41.34月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続35年</td> <td style="text-align: center;">47.5月分</td> <td style="text-align: center;">59.28月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続40年</td> <td style="text-align: center;">53.5月分</td> <td style="text-align: center;">59.28月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により退職する場合に加算があります。</p> <p>（平成19年度実績） 1人当たり平均支給額 27,347,446円 （27,347,446円）</p> <p>（注）1 （ ）内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した一般職員に支給された平均額です。</p>	区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続40年	53.5月分	59.28月分			
区分	自己都合	勸奨・定年																	
勤続20年	23.5月分	30.55月分																	
勤続25年	33.5月分	41.34月分																	
勤続35年	47.5月分	59.28月分																	
勤続40年	53.5月分	59.28月分																	
<p>時間外勤務手当</p> <p>（県の規定に準ずる）</p>	<p>（平成19年度実績）</p> <p>1人当たり平均支給年額 376,541円</p>																		

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理又は監督の地位にある職員	行政職(再任用以外の職員)の場合 9級(1種) 130,300円、8級(2種) 94,000円、 7級(3種) 88,500円、7級(4種) 70,800円、 7級(5種) 62,000円、6級(6種) 66,500円、 6級(7種) 58,200円、6級(8種) 49,900円	
		(平成19年度実績) 1人当たり平均支給月額 58,540円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	5,000円に左記に当該する子の数を乗じて得た額
		(平成19年度実績) 1人当たり平均支給月額 14,688円	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		(平成19年度実績) 該当なし	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
		工 駐車料金を負担している場合	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給（1ヶ月当たり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	（平成19年度実績）		
		支給総額	支給職員数
	333,600 円	3 人	9,267 円

6 役員の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
非常勤理事	1日につき10,200円	-	
非常勤監事	監査1回につき30,000円	-	